



住宅の助成事業を活用してみませんか

住宅の新築や増改築、空き家の有効活用を目的とする助成事業を行っています。この機会に活用を考えてみませんか。お気軽にお問い合わせください。

住みたい住宅応援事業



交付対象となる経費	補助率	補助上限額	備考
新築及び改修 (二世帯住宅への増築及び改築に限る)	1/2	300万円	助成額が上限額に満たない場合は、対象費用の1/2を助成します。
空き家改修(空き家リフォーム)		100万円	
空き家の環境整備(空き家の解体)		50万円	
家財の処分 (空き家の生活用品の処分)		15万円	

街なみ景観整備事業

交付対象となる経費	補助率	補助上限額	備考
かやぶき屋根の修繕	1/2	100万円	
壁、天井、床に断熱材を入れる工事 窓等を高気密高断熱化	1/2	100万円	それぞれの費用の合算
太陽光発電設備の設置 蓄電池の設置 エコキュートの設置	1/2	100万円	それぞれの費用の合算
既存住宅のバリアフリー化 (改修に付帯して必要となる費用も含む)	1/2	100万円	規定する工事に要した費用の合算額が40万円以上のものに限る

※住みたい住宅応援事業と街なみ景観整備事業の併用はできませんのでご注意ください。

●お問い合わせ 農林建設課 建設土木係 ☎37-2115 (担当:鈴木)



下水道使用についてお願い

下水道に異物が流れてきてポンプ等の機械が停止する事態が発生しています。下水道に異物が流入すると施設(中継ポンプ・処理場)の故障の原因となります。

ポンプが故障してしまうと、マンホールから汚水が流れ出すとともに、接続しているお宅の排水設備(トイレ・排水口等)から汚水が逆流してしまう場合もあります。下水道施設を正常に保つため、次のものを流さないでください。

流してはいけないもの	理由
ティッシュペーパー、衛生用品、たばこの吸い殻等	ティッシュペーパーや衛生用品は水に溶けないため、詰まりの原因となります。原則としてトイレトペーパー以外の紙類は流さないでください。
布類	ポンプの回転羽根にからみつくので布類は絶対に流さないでください。
野菜クズや生ゴミ等	下水管の詰まりの原因となったり、処理場にも大きな負担となるので、固形物のゴミを流さないでください。
油類	油類は下水道管に流れ込むと冷えて固まり、詰まりの原因になります。処理場にも大きな負担となりますので、廃食用油は固めて適切に処分してください。

●お問い合わせ 農林建設課 上下水道係 ☎37-2115 (担当:鈴木)

65歳以上の方へ

令和3年4月から介護保険料が改定になります

介護保険制度は、介護の不安や負担を軽減するため社会全体で支える制度で、40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国、県、町の負担金とともに介護保険事業を健全に運営するための大切な財源となります。

介護保険事業の健全運営のため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、介護サービス費用の見込額などに基づいて介護保険料を算定しています。

令和3年4月から、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料基準額(第5段階)を月額5,450円に設定し、所得金額により9段階に区分されます。

■第1号被保険者(65歳以上)の方の所得段階区分と保険料(令和3年度~令和5年度)

【単位:円】

区分	旧保険料 月額	新保険料 (令和3年4月から)	
		月額	年額
本人が住民税非課税 世帯非課税	第1段階 ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額※1が80万円以下の方	1,485 (基準額×0.30)	1,635 (基準額×0.30) 19,600
	第2段階 ・前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	2,475 (基準額×0.50)	2,725 (基準額×0.50) 32,700
	第3段階 ・前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以上の方	3,465 (基準額×0.70)	3,815 (基準額×0.70) 45,700
	第4段階 ・前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	4,455 (基準額×0.90)	4,905 (基準額×0.90) 58,800
	第5段階 (基準) ・前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以上の方	4,950 (基準額)	5,450 (基準額) 65,400
本人が住民税課税 世帯課税	第6段階 ・本人の前年の合計所得金額※2が120万円未満の方	5,940 (基準額×1.20)	6,540 (基準額×1.20) 78,400
	第7段階 ・本人の前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の方	6,435 (基準額×1.30)	7,085 (基準額×1.30) 85,000
	第8段階 ・本人の前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の方	7,425 (基準額×1.50)	8,175 (基準額×1.50) 98,100
	第9段階 ・本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	8,415 (基準額×1.70)	9,265 (基準額×1.70) 111,100

(年額は端数調整のため100円単位になっています)

※1 その他の合計所得金額
合計所得金額※2から「公的年金収入に係る所得額」を控除した額です。

※2 合計所得金額
実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額です。さらに「長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額で計算されます。

●お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114 (担当:高橋)